

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・ 2

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年5月11日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B09号 ハートサービス 株式会社

1. 令和5年4月5日
2. 山梨県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を「現行の初乗距離から加算距離2回分を控除した距離」に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | 上限運賃 |